平成15年(行ケ)第432号特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成16年4月6日

判決

同同

原告 タイヨーエレック株式会社 同訴訟代理人弁理士 伊藤洋二

三浦高広 三浦高広 水野史博

主文

1 特許庁が異議2001—70357号事件について平成15年8月19日にした決定のうち、特許第3072059号の請求項1及び3(いずれも平成16年2月27日付け訂正2004—39014号事件の審決確定前のもの)に係る部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の決定(以下「本件決定」という。)の対象となった、後記訂正前の特許(原告を特許権者とする特許第3072059号、以下「本件特許」という。)の請求項1ないし3(以下「旧請求項1」等という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審決(訂正2004—39014号事件)が確定したから、本件決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は取り消されるべきである旨述べた。

2 本件特許の旧請求項1ないし3につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする 訂正(旧請求項2を削除し、旧請求項3を請求項2に繰り上げるものである。)を 認容する前記訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件 決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は、結果として、判断の対象となるべき発 明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが結論に影響を及ぼすことは明らか であるから、本件決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

裁判長裁判官 北山元章

裁判官 青柳 馨

裁判官 沖中康人